

令和8年度設計業務等標準積算基準書使用に当たっての留意事項

本県の設計業務等標準積算基準書は、基本的に国土交通省の基準書に準拠しています。
下記事項においては、宮崎県独自の取扱い及び運用等を定めていますので、使用にあたっては留意してください。

基準書ページ (該当箇所)	国土交通省	宮崎県
1-2-47		資料①による
3-1-3	1-4 設計変更の積算	全て削除（適用しない）
4-1-44 ① 観測作業時間の算定	注) 1. . . . 共通仕様書第 2416条 . . . 注) 2. . . . 共通仕様書第 2416条 . . .	注) 1. . . . 共通仕様書 等 . . . 注) 2. . . . 共通仕様書 等 . . .
参1-1-1 2-1 設計価格等の扱い	<u>設計に使用する価格は、原則として、入札時（入札書提出期限日）における . . .</u>	設計に使用する価格は、 <u>予算執行何時点における . . .</u>
参1-1-1 2-2 端数処理等の方法	(3) 物価資料を用いる単価	全て削除（適用しない）
参1-1-2 (10) 業務価格	<u>業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000円単位で切捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</u>	<u>業務価格は、1000円単位とし、1000円未満は切捨てとする。</u>

参 1 - 2 - 6 (1) 通勤及び宿泊・滞在の区分	4) 上記 1) の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、各所管の「<u>旅費取扱規則</u>」によるものとする。	4) 上記 1) の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、「<u>職員の旅費に関する条例</u>」によるものとする。
参 1 - 2 - 6 (2) 旅費交通費の扱い	2) 宿泊費 <u>国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年5月1日大蔵省令第45号）（以下、旅費支給規定とする）で定める額（宿泊費基準額）</u> 3) 宿泊手当 <u>旅費支給規程第十四条（宿泊手当の定額等）で定める一夜当たりの定額とする。</u>	2) 宿泊費 <u>「職員の旅費に関する条例」で定める額</u> 3) 宿泊手当 <u>「職員の旅費に関する条例」で定める一夜あたりの定額とする。</u>
参 1 - 2 - 1 1	1 - 9 設計変更の積算方法	全て削除（適用しない）

7-1-5 境界点間測量

(1) 標準歩掛等

作業工程及び標準作業量	所要日数					内外業の別	編成					延人日数					
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
境界点間測量 10,000 m ² 当り		0.2	0.4	0.4		内		1	1	1			0.2	0.4	0.4		1.0
		1.2	1.2	1.2		外		1	1	1			1.2	1.2	1.2		3.6
		1.4	1.6	1.6		計							1.4	1.6	1.6		4.6

- (注) 1. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
2. 機械経費、通信運搬費等、材料費については「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

7-1-6 面積計算

(1) 標準歩掛等

作業工程及び標準作業量	所要日数					内外業の別	編成					延人日数					
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
面積計算 10,000 m ² 当り		2.2	2.2	2.2		内		1	1	1			2.2	2.2	2.2		6.6

- (注) 1. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
2. 機械経費、通信運搬費等、材料費については「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

・土地調書添付図（地積測量図）の作成

	地域区分					
職種	単位	大市街地 市街地 (甲、乙)	都市近郊	耕地 森 林	野 原	適 用
測量技師	人	1.25	0.83	0.41	0.31	内 業
測量技師補	人	5.00	3.33	1.66	1.25	内 業

- (注) 1. 本表には、「土地の所在を表す図面の作成」を含む。
2. 地域区分は、設計業務等標準積算基準書（以下「積算基準書」という）の1-4-2 変化率の積算 2. 地域区分によるものとする。
3. 精度管理費、機械経費、通信運搬費等、材料費については計上しない。
4. 諸経費及び電子成果品作成費は、積算基準書における率及び計算式を適用する。
5. この作成費は、用地測量費に計上するものとする。

・土地実地調書の作成

職種	測 量 技 師			測 量 技 師 補		
地域区分	外業（人）	内業（人）	計	外業（人）	内業（人）	計
無し	0.3	0.3	0.6	4.7	2.7	7.4

- (注) 1. この作成費は、原則として用地測量費に計上するものとする。
2. 諸経費等の業務費の積算は、積算基準書による。